

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

産養と王権：誕生儀礼と皇位継承

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-08-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 服藤, 早苗 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1037

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



産養と王権

——誕生儀礼と皇位継承

服藤 早苗

はじめに

天曆四年（九六〇）五月二十四日、村上天皇女御藤原安子が皇子を出産した。『栄花物語』には、「元方の大納言かくと聞くに、胸ふたがる心地して、物をだに食はずなりにけり」と記される^{*1}。藤原元方の娘村上天皇更衣祐姫が、同年第一皇子を生んでおり、立太子の可能性もあったが、女御腹に第二皇子が誕生したためその淡い期待も覆されたためであった。『大鏡』には、元方と祐姫が物の怪となった逸話がのこされている。もっとも、当時は、女御腹の第二皇子が正当な皇位継承者と考えられていた事は、すでに指摘がある^{*3}。

『栄花物語』は続けて、「みかどの御心の中にも、よろづ思ひなく、あひかなはせ給へるさまに、めでたうおぼされけり」と描写する。村上天皇の心中では、万事心配なく、思い通りになり喜んだ、とある。ほどなく憲平親王は皇太子に立てられる。『栄花物語』は、憲平親王立太子を村上天皇の意思と見るのである。これに対し、佐藤長門氏は、皇太后の政治関与は限定されたものであり、血縁関係などを活用した非公式活動に過ぎない例として「藤原穩子が朱雀をミス

リードして村上に譲位させ、憲平親王立太子について藤原師輔と密談して朱雀の尽力を要請した」とされている^{*4}。「ミスリード」の文言からは、皇太后穩子がリードすることを承認しているとも読みとれるが、それはともかくとして、憲平親王立太子は師輔と穩子が密談し朱雀上皇の尽力を要請した結果だ、とするのである。

いっぽう、藤木邦彦氏は、「憲平親王立太子のことについては、穩子が采配を振るった」と村上天皇生母藤原穩子による皇位継承決定を指摘する^{*5}。角田文衛氏も藤木氏の指摘を受け、穩子の権限の強さを主張されている^{*6}。筆者も穩子の政治的権限を指摘した事があ^{*7}。はたして、憲平立太子は誰の要請によって行われたのだろうか。皇太子決定、すなわち皇位継承者の決定は、当時の政治権力の有り所を明確にするための、極めて重要な研究課題の一つである。本稿は、憲平親王立太子のプロセスを詳細に追いつながら、十世紀中葉の政治史解明と国母^{*8}の政治行為の具体例を提示する事が一つの課題である。

国母穩子の皇位継承者決定への関与を考察するために、本稿では憲平親王誕生後の産育儀礼史料を使用した。憲平親王生母女御藤

原安子の父右大臣藤原師輔が、詳細な記録をのこしてくれているからである^{*9}。平安時代の懐胎や出産、出産後の様々な儀礼に関しては、中村義雄氏の『王朝の風俗と文学』^{*10}以来、歴史学ではほとんど検討されてこなかったが、近年平間充子氏が、史料を網羅し、たいへん緻密に追究されている^{*11}。その意義付けについては、いくつかの点で異論を記させていただいたが^{*12}、本稿では、平間氏の学恩を蒙りつつ、憲平親王の生誕産育儀礼のプロセスを立太子に関連する範囲内で提示しておきたい。子ども史研究、生育儀礼研究の一環ともしたいと思う^{*13}。

第一章 憲平親王産養

女御藤原安子は、藤原遠規宅において、五月二十三日夜中から産気付き、二十四日寅刻に皇子を出産する。天慶九年（九四〇）四月十九日、成明親王時代の村上天皇と結婚して十年後のことである。安子は二十四歳だった。まずは、新生児誕生儀礼をみておきたい^{*14}。なお、村上天皇の新生児への対応は次章で検討する。

皇子が降誕すると、枕上に野剣一柄・犀角一株・虎首一頭を置く^{*15}。陰陽権介秦茂樹に御臍切や哺乳・沐浴・着衣始等の日時を勘申させる。勘申に従って産育儀礼がすすめられる。最初に行われる新生児に対する行為は、乳付である。午二点に、故中納言平時望の女子寛子が奉仕するが、「兼通の旧室、先日予め此の由を仰せらる」^{*16}とあり、乳付奉仕者は、天皇が仰せていた。まず侍医が供した甘草の汁で口中を拭い、光明朱砂を唇に塗っている。その上で、乳を含ませたのであろう。天皇が予め決めていたことについては後に検討したい。

未刻に皇子降誕後に作り始めた白木の雑具を庭に並べ、戌刻に御湯殿の儀をはじめ。まず白装束の童女二人・下仕二人と、当色を着した安子の政所の知家事一人、雑色長一人・雑色一人の七人が、お湯を用意すると、仁和寺の僧侶寛忠が護身を奉仕し、お湯に加持を加える。その後、読書・鳴弦の儀が行われる。式部大輔紀在昌が古文孝経を笏に副えて庭にたつ。この読書人は、「天氣に依るなり」とあり村上天皇自身が決めている。打弦人、五位・六位それぞれ十人ずつ二十人は、読書人の後ろに立つ。白裳唐衣姿の女房三人が、各々虎の頭・犀角・御剣・人形を持ち、お湯の前にたつと、御湯殿儀を良く知っている伊尹の乳母大和が、新生児を抱き、沐浴させる。向かい側で奉仕するのは、故平中納言時望室である。沐浴させている間、読書人は、孝経天子章を読む。第一日目の御湯殿儀は、夜一回行われたのみである。

此の夕、女御宅政所饗餞を設く。家司宗海朝臣・時舒朝臣・守忠等件の事に預かり仕る。

とあり、この夕方には、第一夜の産養が行われている。主催者は、生母である^{*17}。中村義雄氏は、産養は三日目以降の奇数日に行われるものとされている^{*18}。たしかに第一日目に行われた史料は少ないが、「饗餞」と記す以上、産養と考えてよいと思われる。

第二日目、五月二十五日には、巳二剋に朝の御湯殿儀を行うが、読書人は文章博士三統宿祢元夏で、古文孝経を読んでいる。打弦者も五位・六位各六人である。申剋には、同じ人たちが御湯殿儀に奉仕している。第一日目の御湯殿では、打弦者が二十人いたから、規模が小さくなったことがうかがえる。

第三日目、五月二十六日は、朝夕昨日と同じように御湯殿儀が行

われた。また、

此の夕美濃権守興方・前但馬守遠規等、饗膳を儲く

とあり第三日夜の産養が行われている。藤原興方は、経邦の息、遠規は、経邦の男子治方の息である。経邦女子盛子と師輔との間に安子や登子・伊尹・兼通・兼家が生まれているので、興方は安子の母方叔父、遠規は母方従兄弟である。遠規は、安子出産に邸宅を提供しており、憲平親王が立太子したさい東宮大進になっている。母方の叔父と、宅主である従兄弟主催による産養奉仕である。新生児にとっては、母方親族の産養である。なお、先の饗膳の割注には、「興方饗は、女房碁手二十六貫、（遠規脱か）饗は、男方碁手二十五貫」とあり、一種の賭け事のための碁手が銭である。平間氏によると、銭の碁手は憲平親王の事例が最後という¹⁹。いわゆる「皇朝十二銭」が天徳二年（九五八）発行を最後に公鑄されなくなり、十一世初頭ころまで流通が途絶えるとの説とも対応しており²⁰、興味深い。

第四日目、五月二十七日は、朝夕の御湯殿儀に、大学頭橋敏通が史記五帝本紀黃帝を読む。

第五日目、五月二十八日は、朝夕の御湯殿儀は、読書も含めて昨日と同じであるが、昨夜臍の緒が落ちたので、新生児に朝の沐浴をさせていない。第五夜の産養は、「家政所饗を儲く」とあり、外祖父師輔が奉仕している。産婦への御膳も用意されている。第一夜・第二夜には、産婦御膳が記されていないが、省略されたものと思われる。

なお、前述のように新生児誕生直後に陰陽師によって日時が勘申されたが、その際、

初めて御衣を着す日時

二十六日癸亥 時巳二点 若午二点

二十八日乙丑 時午二点 若酉二点

但し黄色の衣をもって用い給うべし。

とある。新生児がはじめて正式な産衣を着る着衣始の日時勘申である。『九曆』には、実際の着衣始が記されておらず、何時行われたか不明である。なお、衣の色が黄色だったのは、陰陽五行説を背景にした誕生日の干支（辛酉）による色である²¹。

第六日目、五月二十九日、朝夕の御湯殿儀は、昨日と同様であるが、読書人は明経博士十市宿祿良佐で、礼記文王世子編を読んでいる。

第七日目、閏五月一日、朝夕の御湯殿儀が昨日と同様に行われた。読書人は、昨日と同じであるが、尚書堯典を読んでいる。御湯殿儀は、七日目のこの日で最後である。最終日にあたって特別の催しはない。

第七日の最も重要なイベントは、後のお七夜に受け継がれる第七夜の産養である。「姫宮政所」、すなわち新生児の姉の承子内親王が饗饌を儲けている。承子内親王は、天曆二年（九四八）四月十一日に誕生し、三年二月二十五日に内親王宣下を受けており、三歳である。内親王家の家司等の役職員が用意している。産婦には、衝重二十膳が出されたが、鎌面の打敷、銀の筥、上州浜、銀の四種の箸、酒壺があった。たいへん豪華な御膳である。式明親王・有明親王・源高明・伴保平・源庶明・大江惟時・平随時・源等が参列している。源高明は、師輔女子と結婚しており、師輔の婿である。また、七日までの勅使になった藏人頭有相や藏人季平を招待し、酒肴を振る舞い、禄を与えている。師輔は、昨年父忠平が亡くなっており服喪中

なので、表には出ず、簾中で行事を差配している。

第八日目の閏五月二日には、七日間の御湯殿に奉仕した人々を呼び、酒肴を振る舞い、禄が給与されている。読書人の紀在昌・三統元夏・橘敏通、侍医の桜井季富・陰陽師の秦茂・三島真祥達だが、十市良佐は病で来邸しなかったため、使者に禄を与えている。又、僧明達にも被物を与えている。

第九日目も、本来なら産養があつたと推察されるが、『九曆』には、記載されていない。

第十一日目、閏五月五日、太皇太后穩子が産養を行っている。産婦には衝重二十枚、「銀筥・箸・上州浜等、酒壺具例のごとし」とある。さらに、朱の台盤にのせた男女女房への饗、下つ端の人たちへの飢食十具のみならず、皇子への御衣、襦袢、甚手等を、太皇太后職の役人達が担ぎ入れ、穩子からの仰せ言葉が添えられていた。仰せ言葉については後述する。穩子は村上天皇の生母でもあり、師輔の叔母でもある。新生児の祖母であり、天皇家と基経一族の尊長による産養である。

さらに興味深いのは、閏五月十四日、式部卿重明親王の北方藤原登子が、「第三七日夜」すなわち第二十一日目に産養を奉仕していることである^{*22}。登子は安子の同母妹であるから、母方叔母による産養である。他の十一世紀末までの管見史料では、第十三日夜産養が最も遅い産養である。したがって、大変珍しい例といえよう。これほどまでに、藤原師輔一家にとっては、大慶だったことがうかがえる。

以上、憲平親王誕生直後の具体的儀礼を見てきた。第一日目から第七日目までの御湯殿儀、第一日目から三・五・七・十一・二十一

の奇数日の夜の饗饌すなわち産養が、主として母方親族主催により豪華に華やかに行われた。ここで、注目しておきたいのは、父村上天皇主催の産養が行われていない点である^{*23}。これについては、康和五年（一一〇三）正月十六日、女御藤原茨子が出産した宗仁親王（後の鳥羽天皇）御七夜の産養に次のような記事があることから判断する。

天曆冷泉院御産、天元一条院御産に絹綿を遣わし、御前の物は遣わさず。藏人重隆の行事たるにより、先例に依るべき由を諷諫のところなり。清涼記に云わく、后宮懷孕の時、産具を遣わし、又女御更衣同じき由記されると者り（中略）、院に申すところ、すでに調べ儲けおわらば、先例無きと雖も、今においては止むべからず（中略）七夜、公家御産養有り。非后位にこれを行ふこと、この度始める例なり^{*24}。

天曆四年に冷泉天皇（憲平親王）を出産した女御安子、天元三年（九八〇）に一条天皇（懷仁親王）を出産した女御詮子、ともに絹綿等の給物は内裏から遣わすものの、御膳のものは遣わしていない。

ゆえに藏人が行事であり（堀河天皇は）先例に則るよう諫めた。村上天皇時代の清涼記に后宮出産には御産に必要な産具を遣わし、女御や更衣も同様である、とある。その後、白河院から「先例は無いけれども用意したのだから儲けるように」と命令があり、饗膳を内蔵が用意している。最後に、后以外のキサキの出産に公家が七夜の産養するのは初めてであることが記されている。

父天皇による産養が行われ無いのは、村上天皇時代の『新儀式』にも、次のように記されている。

皇后御産の事有り。まず、中使を遣わし、之を問い奉らる。七

夜、内蔵寮に仰せて、饗餞を設けしめ、禄物を賜ること有り（或いは穀倉院屯食等を設けるなり）。女御更衣の産所には、七夜に使を遣わし物を賜う。^{*25}

皇后場合には、御産の当日に中使を遣わし、七夜には内蔵寮に命じて饗餞を用意するが、女御更衣の場合には、七夜に給物を賜うだけである。給物については後に検討するが、産婦の身分によって待遇が違ふことが見て取れる。ただし、新生児の性別によつての違いの規定はないが、実態的には皇女降誕の場合、中使はない場合が多かつたようである。^{*26}

天皇からの産養がなかつたのは、安子が女御だつた故である。天皇の意志如何ではなく、当時の規則だつたことを確認しておきたい。

第二章 新生児への村上天皇の意思表示

産養には、饗膳を用意できなかつた村上天皇は、他ではどのような行爲を行ったのか。ここでは、新生児誕生以後の村上天皇の対応を具体的にみていくこととする。王権の意志が如実に表明されるからである。

五月二十四日、寅剋に皇子が誕生すると、二時間後の卯剋に師輔は、少納言乳母に書状を送り「皇子平安に産する由を奏せしむ」。少納言乳母から返報が来る。

主上最も和悦安慰の気有り。すなわち仰せて云わく、自今以後、殊によく祈願を成さしめ、兼ねて験僧を以て守護せしめよとてえり。

村上天皇は、和らぎ喜び、今後よく守護するように少納言を介して伝えている。正式に中使がやってきたのは、辰剋であり、藏人藤原

季平が来訪して、綸命を伝える。「仰せの旨、今朝少納言伝えるところの旨なり」とある。前述の『新儀式』では、中使を遣わして問わせるのは皇后の場合だつたが、実際には女御にも正式に恩問の中使が遣わされている。後に、中納言在衡が来て、天皇の命により七日間元神供を奉仕させている。

誕生後の儀式で興味深いのは、故中納言平時望女子寛子が乳付を奉仕したが、前述のように「兼通の旧室なり。先日予め此の由を仰せらる」とある。また、御湯殿儀の読書人の箇所にも、「今日以後の読書人、皆天氣に依るなり」とあり、孝経天子章を読んでいる。乳付も読書人も天皇が予め命じたことがうかがえる。七日間読んだ漢書の具体的内容も、天皇が指定した可能性も高い。

二十五日には、中使藏人中務丞信孝がやってきて、「夜來の動靜を問う」たので、安子の腹が痛み悩んだ由を答えている。

さらに、第三日目の二十六日、戌剋に藏人頭有相が、勅使となり来訪する。

給物有り。縑二十疋・絹八十（白三十、赤五十）・綿二百屯・調布三百端なり。件の給物頗る過差ににたり。伝え聞くに、中宮（穩子）初産皇子の時、給物の数之に同じなり。その後の御産の時にいりては、絹五十疋を給うと云々。而るに一親王生産のごとく、件の給物有り。この度何ぞ彼数をを用や。

穩子の初産は、延喜三年（九〇三）十一月晦日で、保明（改名以前は崇象）親王を出産した。^{*27} 保明親王は翌延喜四年正月、生後三ヶ月余りで立太子する。^{*28} この親王と同数の給物だつたと師輔は喜んでいたのである。なお、次に穩子が産んだ寛明親王（後の朱雀天皇）の時の給物は、「白絹二十疋、赤絹百疋」^{*29}とあり、五十疋ではない。

このとき穩子は皇后になっていたから、女御時代とは給物が多くなったのであろう。したがって、「その後の御産」は、穩子がその後産んだ皇子ではなく、他の女御がその後産んだ皇子のことであろう。いずれにしても、師輔は、天皇が命じた給物の数で天皇の意志を察知し、訝しがりながらも喜び、日記に記したのである。

さらに、御厨子所の膳部平是明が、天皇の仰せにより、鯉二隻を持参する。この鯉は、産婦に滋養をつけさせるのみならず、大麥目出度い意志を示すと思われる^{*30}。

五月二十七日、藏人所の出納御船定遠が、天皇の仰せで鯉一隻を持参する。これも昨夜と同じであらう。夕方、少納言乳母が来て、皇子を見て語る。

主上恩言、専らたやすく申すべきに非ず。天気感悦、諭う所なし。

皇子を見に行かせたのは天皇の意志であらう。天皇がいかに喜んでいたかがうかがえる。

五月二十九日には、中使藏人助信がやって来て、安子の「所惱」を慰問する天皇の仰せを伝える。師輔は、安定した由を奏し、さらに、安子の平産祈禱を行った九十歳の律師明達が、明日比叡山に帰山することを奏上した。夕方になると、藏人頭有相が勅使となり明達を召し、次のように伝えた。

仰せを伝えて云わく、息所（安子）平産、是和尚の祈念に依るなり。今思し食す所有るに依り、度者一人を給うとてえり。

天皇の仰せには、皇子の平産を明達の祈念によるとするだけでなく、「思う所があるので」度者を給う、とある。明達は綸命を受け喜んでいる。天皇の「思食」とは何であらうか。

以上、新生児誕生から後の村上天皇の具体的な行動を見てきた。誕生直後からたびたびの恩問使派遣、鯉の賜与のみならず、第三日の給物が特筆されよう。『新儀式』では、女御出産の場合、七夜に給物を賜与することになっていたが、三日目には、給物を与えており、しかも、三ヶ月ほどで立太子した穩子所生の保明親王と同じだといふ。モノに天皇の意志が表象されているように見受けられる。

第三章 村上天皇と憲平親王立太子

村上天皇は、安子が女御だったために、新生児の父としての産養を主催する事はできなかったが、誕生直後から恩問使をしばしば派遣し、給物も女御としては最大限のものを賜与することで、新生児誕生への意思表示を行っていたことがうかがえた。この一連のヒトやモノを媒介にした意思表示の本身は、何だったのであろうか。

それが最初に示されるのは、六月十日のことである。西剋に、左近衛少将伊尹が、「昨夜主上仰せらるところの事あり。相あうの次いでに申すべし」との、天皇の命を受けてやってくる。伊尹は、師輔の長男で、安子の同母兄、ときに二十七歳、村上天皇は二十五歳である。

申して云わく、昨夜夕御前に召し、やや久しく雑事を仰せらる。就中、皇太子位暫くも曠しくするべからざる由、古今誠めるところなり。近頃、陣中並びに后宮（穩子）頻りに物怪を示す。不慮の妖、測り知るべきにあらず。しかのみならず云々の如くんば、祈願を成すの輩有り。もし早く行わずんば、噬臍の悔有るを恐る。而るに、大臣明年を期すと云々。頗る懈怠に似たり。

抑も、件の事、或いは公卿上表により、或いは表請せず定め行

う。今思う所は、上表に依るは、太上天皇を請益し、便宜あるや。具な由は大臣参入の日に相談すべしとてり。

村上天皇は、皇太子を早く決め、立太子を行いたいという強い意志をしめす。最近、朝廷や生母穩子の周辺で物の怪があるという。「祈願を成すの輩」は、更衣祐姫が産んだ広平親王周辺のことであろう。更衣と女御の身分の相違は大きく、女御安子所生の第二皇子が当然ながら立太子されることは必定であるが、しかし、第二皇子が死去した暁には更衣所生の広平親王の立太子も夢ではない。当然、第二皇子を亡きものにする祈禱は行われていたか、あるいは噂があつたのであろう。『大鏡』に説話化される元方と祐姫の怨霊土壌は、実際に存在したのである。「不慮の妖、測り知るべきにあらず」、と天皇自身も恐れている。にもかかわらず、右大臣師輔は、来年で良いという。天皇は、師輔の意見を、「懈怠」、サボタージユである、と叱責する。上表した方が、朱雀太上天皇の許しを受けることが案なのではないか、天皇は、兄朱雀太上天皇を念頭に、師輔との作戦会議を要請し、師輔の参入を促す。村上天皇は、一刻も早く、産まれたばかりの新生児（憲平親王）^{*31}を立太子させたい、という強い意志を読みとれよう。

この村上天皇の伝言に対し、師輔は答える。

此の仰せ更に口外し出すべからず。但し、明春を期す由、是れ答申せざるところなり。皇子降誕の後、第四夜少納言乳母来着し、談説の次いでに曰く、天皇皇子降誕の由を聞こしめす後、感悦の気尤も深し。即ち仰せて云わく、数年の願、すでに以て円満、先例を尋ね勸じ、誕育の後、三四ヶ月の間、儲貳を立つる例有らばと云々。その時答えて云わく、事の速は還つて畏れ

るところ有り。たとえ今年にあらずとも、何の恨みあらんやと云々。この事は言談の次いでに、私に彼の命婦に語るところなり。若しくは、命婦、この事を以て漏らし奏すか。左右の進退、御慮に順うべき者なりと云々。

師輔は、「来年で良いと直接天皇に答えたわけではない。四日目に少納言乳母がやってきて、天皇が大変喜んでおり、先例を調べて、三四ヶ月後に立太子したいとの意向であると伝えたので、来年でも怨んだりしませんよ、と私的に話しただけである。いずれにしても、天皇の考えに順います」と返答する。

天皇が、「数年の願」を懸けていたこと、皇子が産まれたのでその祈願が満願成就したと小躍りしている様子が知られる。六月十日条の天皇の伝言と師輔の返答からは、村上天皇の方が、一刻も早く立太子させたいという強い意志をもっていたことが読みとれよう。それに対し、師輔は、むしろ「急いては事をし損じる」と、慎重な態度を取るべきだと考えていたように思われる。

六月十五日、参内した師輔は、村上天皇の召しにより、御前に参

仰せて云わく、儲宮の事、往代の例は、速やかに以て之を行。大臣の心に於いては如何。

と天皇は、師輔に聞く。師輔は答える。

左右はただ聖断に在り。愚臣の定め申すべきに非ず。但し、伊尹の伝え仰せの旨を承りて戦懼極まりなし。抑も公卿上表の例を勸ずるに……

と、以下公卿上表による立太子の例を例示している。師輔の挙げた前例は次のようである。

第一例は、承和九年（八四二）の例である。恒貞親王は、七月の伴健岑の謀反により廃太子され、八月に諸卿が上表した。道康親王（後の文徳天皇）はすでに十余歳で承運は親王にあったが、謀反の後ですぐ行うのも憚っている天皇の気色を見て、上表を献じたところである。

これは、周知の承和の変であり、『続日本後紀』に詳しく記されている^{*32}。承和九年八月一日に、左大臣藤原緒嗣と右大臣源常以下十二人が上表し、八月四日には公卿たちは重ねて上表する。この日に道康親王の立太子詔が出される^{*33}。

第二例は、仁和三年（八八七）八月、是忠親王は同腹の一男で順当であり、宇多法皇は七郎であるが、光孝天皇は宇多法皇を鍾愛しているのをわかっていたので太政大臣藤原基経が天皇の気持ちを忖度して「相議」し、上表した。この時の宇多法皇もすでに十余歳だった。この二例は、成人していた場合なので、先例とする必要はない。

これも、仁和三年八月二十二日に、太政大臣藤原基経以下公卿全員名で上表し、二十五日源定省を親王にする詔が出され、二十六日立太子詔が出されている。そして、光孝天皇は仁寿殿で死去する^{*34}。ときに、源定省（後の宇多天皇）は二十一歳だった。

たしかに、二つの例は、公卿上表による立太子だったものの、成人しており、事情があったためで、幼少の立太子ではない。

第三の例は、延喜初めの皇太子保明親王の例である。延喜三年（九〇三）十一月晦日に降誕し、翌年の正月に公卿上表が行われた。幼稚皇子の場合は上表する例はないが、「頗る内謀が有」ったためという。その理由は、醍醐天皇が元服した夜、東院后（班子女王）の娘が子内親王と今の太皇太后穩子が共に入内したいと欲していたが、

宇多法皇は母東院后の意向を承って穩子の入内を止め、為子内親王を入内させた。ところが為子内親王は程なく御産で薨じてしまった。東院后は、巷の「浮説」を聞き、「穩子の母人康親王娘の冤霊のために御産で薨ずる妖があった」と言って、穩子の入内を止めさせた。そこで故贈太政大臣時平は、左右を巡らし入内させた。宇多法皇は激怒したが、事後であり仕方がなかった。穩子は程なく皇子保明親王を産んだ。醍醐天皇は「旧例を存ずと雖も」、すなわち幼稚親王立太子は、天皇独自で行える先例を知っていたが、入内の経緯を鑑み、宇多法皇の命を恐れて立太子をできなかった。そこで贈太政大臣時平が、天皇の気色を忖度して、「相議し上表」したのである。「この事は文簿に見えず、相知る人乏しいと雖も、昔側で伝承した」ところである。この例もまた準拠するべきではないだろう。

この宇多天皇即位事情や宇多天皇の母班子女王によるキサキ決定への強力な関与等はずでに多くの指摘がある^{*35}。藤原穩子は、延喜三年十一月三十日、第二皇子保明親王を出産する^{*36}。翌正月二十七日、左大臣時平以下の公卿が立太子上表を行い、二月十日立太子詔が出る^{*37}。この場合は、やはり特別な事情があった例であろう。

第四例は、「天安皇子三月降誕し、十一月立ちて太子となる」、諒闇だったけれども、やむを得ないからである。嘉祥三年（八五〇）三月二十五日、惟仁親王（後の清和天皇）は、太政大臣藤原良房東京一條第で生まれた^{*38}。母は良房の娘明子。三月二十一日、仁明天皇は清涼殿で没す^{*39}。同日皇太子が受禪し、四月十七日文徳天皇として即位式をあげる^{*40}。十一月二十五日、惟仁親王が皇太子に立てられる^{*41}。たしかに諒闇中であるが、上表なく、立太子の詔がある。

第五例は、「貞観皇子十二月に降誕、明季三月太子となる。是三ヶ

月なり」とある。清和天皇の皇子貞明親王（後の陽成天皇）は、貞観十年（八六八）十二月十六日誕生する^{*42}。翌年二月一日皇太子に立てられるが、上表はない^{*43}。

第六例は、「朱雀院太上天皇、延長元年降誕、三年十月太子となる」。寛明親王は、延長元年（九二二）七月二十四日、右大臣忠平五条第で皇后穩子を母として生まれ、同三年十月二十一日立太子される^{*44}。やはり上表はない。

以上の六例を例示した後で、師輔は次のように締めくくる。

件等の例すでに上表無し。若し早く行なわねば、何ぞ必ず表請を待たん。しかのみならず、左右大臣以下重服の人、何でか其の儀をおこなわん。若し猶上表を待つべくんば、大臣等除服の後、八月以後行わるは宜しきか。

第四例・五例・六例はどれも幼少親王立太子で上表はない。だから早く立太子する必要があるのなら、上表を待つ必要はない。しかも、昨年八月十四日、父忠平が亡くなっており^{*45}、左大臣実頼、右大臣師輔以下、公卿層の多くは服喪中であるから、もし上表を待つなら八月以降にした方がよいのではないかと答える。師輔も、幼少親王立太子に上表が不必要な例を探し出したのであろう。

天皇は答える。

仰せて云わく、遠期たのむところに非ず、先例を勘がうるに七月多く大事を行う。殊の妨げなくんば、来月遂行すべし。抑も中宮に進向し、將にこの由を語り聞かんとす。

遅くなる事は自分の意志ではない。先例では七月に大事を行っているから、来月にしようではないか。そのためには、中宮、すなわち母太皇太后穩子に立太子の事を聞こう。

長々と師輔の先例を挙げたが、村上天皇の意向を察知した師輔は、上表の必要ない事を証拠付けたのである。村上天皇にとって、公卿上表は、兄朱雀太上天皇を説得させるための手段だったが、先例が在るのなら、早急に強行突破したい。そのためには、母穩子の承諾が必要不可欠だったのである。

ここでは、度々の恩問使や多大な給物などの背景には、村上天皇自身が、新生児を早く立太子したいという強い意志があったことが、より詳細に読みとれる。さらに、国母穩子の承諾を得る事を、村上天皇自身が要請している事も注目される。

なお、荒木敏夫氏に依れば、光仁から文徳までは立太子後も廢黜を可能とする段階で深刻な権力闘争が展開されたこと、清和から村上天皇までは幼年立太子が多く権力闘争が弱まることを指摘されている^{*46}。幼少立太子には公卿層の上表が不必要となり、天皇が自律的に皇位継承者を決定することが可能になったのであり、皇位継承の安定化と父子の連鎖で継承される家筋を特質とする天皇家（王家）の成立が背景にあることを指摘しておきたい^{*47}。

第四章 国母穩子と憲平親王立太子

では、国母穩子と村上天皇とはどのようなやり取りがあったのであろうか。その前に、穩子が新生児誕生にどの様に対応したのかを見ておきたい。

まず、五月二十四日の誕生直後、師輔は、皇子誕生を知らせる。書状をもって中宮台盤所に事由を申し送るに、報命の旨、大底内裏に同じなり。

とあり、天皇が皇子誕生に和悦し、よく折願し守護せしめるように

返報したのと同じく大喜びしたのである。午剋には、中宮御使亮常行が正式にやって来て恩命を伝えている。閏五月五日には、第一夜の産養を豪華に行ったことはすでに見たところであるが、その際、上毛野常行を御使として次のように仰せている。

昨今動静いかん。然して男皇子平安に誕育の由、悦豫もつとも切なり。感歎に堪えず、専輒、此の志あり。

皇子が平安に産まれたので本当に嬉しく、感歎に堪えないので、「此の志」すなわち豪華なご馳走や贈り物をした、とある。師輔は、「謹んで仰事を奉り、頻りに勸盃酌す」と感激している。穩子も自分の子孫が皇統に根を張ることができ、喜んでいるのである。

その後、立太子問題が持ち上がる。師輔は、六月二十五日、内裏に参入し、村上天皇の召しにより御前に参った。村上天皇は、次のように仰せる。

今月御躰御下と云う、七月上旬行幸によりもしくは御薬事有るかと云々。今事を案ずるに、十六日すでに七月節に入る也。何ぞ障りを恐れるところ無からん。よりにて書状をもつて中宮に奉るに、報命に云わく、この事たしかに思惟し行わらるべき者なり。国家の大事に至りては、愚心計り難きものなりと云々。但し、先ず期日を定める後、上皇処分を請うべし。明日陰陽師等を召し、吉日を撰び申せしめよ。

御躰御下とは、六月の月次祭に先立ち行われる亀卜神事である。七月上旬行幸ならば御薬事があるという。十六日は、すでに七月の節に入っているのもう障りを恐れる必要はない。それで、中宮穩子に書状を奉ったところ、中宮は、よくよく考えて行うように。自分分は国家の大事は計り難い、とお返事があった。ただし、まず立太

子の期日を決定した後、朱雀上皇に取り決めを伺うべきである。明日陰陽師を召して、立太子の日程を決めるように、と師輔に命じる。

十六日以降に、国母穩子に立太子の伺いを立てていることが判明する。国母穩子は、自分の意向を言わず、良く思惟するように命じている。「但し」という文言からして、朱雀上皇へ処分を請うことは、穩子が書状の返答で命じたのではないかと推察する。というのは、六月二十七日の師輔と穩子との次の会話が注目されるからである。

朱雀院に参り、中宮の御前に候ず。密かに仰せて云わく、近ごろ内裏の御消息有り。これ儲貳を立つるべきの旨なり。もし早く行わるべくんば、この旨を以て上皇に聞こえらるべきものなり。事すでに成就の後、御消息有るは、もしくは思食すところあるかと者り。

国母穩子は、村上天皇から立太子の消息があった。もし早く行いたいのなら、立太子のことを朱雀上皇の耳にいれておくべきである。それなのに、事が決まってから朱雀上皇に御消息をするというのは、何か考えている事があるのであるのか。

「早く立太子したいのなら、朱雀上皇の耳に入れて了承を得てからにするようにと村上天皇に返答をしておいた。それなのに、日程を決定してから朱雀上皇に知らせるのは、どうしてだろうか」と穩子は言っている。もつとも「思食」主体は、朱雀上皇か村上天皇か、どちらとも決めかね、「日程を決定してから朱雀上皇に知らせると、朱雀上皇はどう考えなさるだろうか」との解釈も成り立つ。いずれにしても、村上天皇の先の「ただし」の文言と、穩子の言葉からして、穩子は最初から朱雀上皇の耳に入れて、承諾を得ておく事を進めたのだと推察する。

まずは、六月十日・十五日・二十五日・二十七日の村上天皇と右大臣師輔、国母穩子の会話等や天皇の給物から、佐藤長門氏の「憲平親王立太子について藤原師輔と密談して朱雀の尽力を要請した」との主張は、間違いである事が証明できたことを強調したおきたい。

では、なぜ村上天皇は朱雀上皇への報告を事後承諾にしようとしたのか、あるいは、なぜ穩子は朱雀上皇の承諾を得ることを提案したのだろうか。この点については、当時の皇統をめぐる兄弟相続の矛盾が背景にあったと考える。

朱雀天皇は、延長八年（九三〇）十一月、八歳で即位する。天慶九年（九四六）退位するが、その理由の詳細は明らかではなく、『大鏡』の国母穩子の弟への譲位の示唆説話が唯一のものである。上皇といえども、天曆四年は、いまだ二十八歳の若さである。しかも、この年、昌子内親王が生まれている^{*48}。皇女であったが、今後皇子が生まれる可能性は大きい。朱雀上皇に皇子が生まれれば、その皇子が立太子する可能性は高い。だからこそ、村上天皇も自身の皇子を一刻も早く欲しく、先述のように、皇子祈願をしており、憲平親王誕生で満願成就し、小躍りしたのである。村上天皇は、自身の皇子誕生の可能性もある朱雀上皇が、憲平親王立太子を容易に賛同しない可能性を想定し、秘密裏に決定し、事後承諾をもくろんだのである。国母穩子は、兄弟の皇位継承争いを想起しており、ゆえにこそ、事前の承諾を要請した、と推察される。

いずれにしても、立太子という皇位継承決定に、村上天皇が強い意志をもっていたこと、村上天皇主導で立太子が行われた事、国母の承諾が必要であった事、兄の上皇には秘密裏に行われた事が、明らかになる。

朱雀上皇が、憲平親王誕生から立太子にかけての間に史料に出てくるのは、誕生の五月二十四日午刻待従重光が産所に来訪し恩命を伝えたこと以外ない。産養も主催していない。七月二十三日、立太子儀が行われた時点には次のように記されている。

夜に入り、朱雀院御使別当兼忠朝臣参来し、亮雅信に付す。中宮御使亮常行参来し、左近少将伊尹に付す。御消息を伝えて云わく、今日、宣命平安に遂行された由、聞こし食し悦び少なからずと者り。即ち恐れの由報答す。

朱雀上皇と国母穩子から祝いの使者が来参するが、師輔は朱雀上皇の賀詞は記さず、穩子の悦びだけを記している。残念ながら朱雀上皇に何時の時点で立太子が知らされたのか、それに対し上皇はどの様に対応したのか、史料からうかがい知ることはできないが、立太子儀の当日祝いの使者を送っている所からして、渋々ながらも承諾したのであろう。穩子の説得があったのかも知れない。

以後、村上天皇は、朱雀上皇に配慮しているように見受けられる。八月四日、藏人頭有相が、東宮擬帯刀を貢ぐべき人々を書き出した天皇の仰せを持参したが、「朱雀院 中宮（穩子）」と朱雀院を筆頭に挙げているのも、村上天皇の配慮ではなからうか。

なお、この時期は、父ではない上皇は、天皇より下位にあった。天曆五年（九五二）二月十三日、村上天皇は穩子と朱雀上皇のいる二条院に行幸するが、「上皇北面、今上南面」とあり、北を背に南面しているのは村上天皇であった。朝覲行幸では、天皇は、南面して殿上に坐す父上皇と国母に、庭中で北面して地に跪いて拝礼し、臣下に孝敬の道を示した。父母の方が天皇より上位だったのである^{*49}。皇位継承という国家大事を国母の承諾を必要としても、兄上皇のそ

れは必要なかった歴史背景である。

おわりに

藤原師輔の『九曆』を手がかりに、憲平親王立太子過程を詳細に検討してきた。十世紀中頃、新生児を迎え入れる儀礼が、厳かに華麗に行われた事をみた。誕生の日から七日間、新生児に沐浴をさせる御湯殿儀、第一日目から奇数日に賓客や親族を招いて行う産養、さらに五十日、百日と、新生児を公的に披露する社会的認知儀礼は、さわめて重要であった。村上天皇は、産婦安子が女御の身位ゆえに、産養の主催はできなかったが、儀式にかかわる乳付奉仕者、読書人等を選定するなど準備は怠っていない。さらに、天皇からの公的給物に新生児を皇位継承者として認知する意思を強力に示し、幼少から寄り添い、母親代わりでもある乳母を派遣して、立太子を伝える。この一連のヒトとモノは、天皇の強い意思を表象するものであった。さらに、実際の言動でも、憲平親王を早急に立太子させる方策を外祖父右大臣師輔と講じる。国母穩子の承認を必要とした点も、皇位継承決定に、国母の介入があったことを指摘した拙稿をより補強しよう。間違いなく、憲平親王立太子は、若き村上天皇の強力な意思であり、「国母穩子と師輔の密談によるもの」では断じてない。九世紀後期からの公卿上表を必要としない幼少立太子を内実とする皇位継承者決定期には、天皇・国母・外戚の三者が実態的に決定の環の中にいたのである^{*50}。

では、なぜ村上天皇は皇子誕生を祈願し、誕生後の早急な立太子を目論んだのか。それは、兄朱雀上皇へ皇統がうつる可能性を秘めたこの時期、両統迭立を排除し、自身の子孫に皇位継承の家筋を確

保するためであった。ゆえにこそ、国母の助言にもかかわらず、朱雀上皇への立太子通知は、成就後にしたのである。皇位継承という国家大事を上皇に諮らなかつたのは、天皇権が上皇の権限より上位にあつたからである。それに対し、国母穩子へは報告し承諾を得ようとしていることからして、親権を保持している国母の政治的権限の存在を証明するものである。藤木邦彦氏は、女院の権限の前提として国母穩子の権威を高く位置づけておられるが、首肯しうる見解と見えよう^{*51}。すでに九世紀の検討から高位に登る権能を保持した皇太后等の地位にある国母が、天皇の政治を実質的に支えており、その国母の代行として摂関政治が成立したことを指摘したが^{*52}、憲平親王立太子の史料からもそのことを補強できたと考えている。摂関政治は、国母の権限を背景に、国母の父や兄弟が、天皇に代わって政権を行使する摂政や、成人天皇を補佐する閑白の地位に就き、国母の代行として政権を行使した政治形態だったのである。

注

- *1 『采花物語』巻第一月の宴（日本古典文学大系『采花物語』岩波書店使用、以下同）。
- *2 第一皇子廣平親王。『日本紀略』天祿二年九月十日条の二十二歳薨から逆算すると天曆四年の誕生になる。『大日本史料』第一編之十三、参照。
- *3 山本一也「日本古代の皇后とキサキの序列―皇位継承に関連して」（『日本史研究』四七〇、二〇〇一年）。
- *4 佐藤長門「古代天皇制の構造とその展開」（『歴史学研究』七五五号、二〇〇一年）、四五頁。
- *5 藤木邦彦「藤原穩子とその時代」（『平安王朝の政治と制度』吉川弘文館、

- *6 一九九一年、初出は一九六四年。
 *6 角田文衛「太皇太后藤原穩子」（『平安人物史』下、法蔵館、一九八五年、初出は一九六六年）。
- *7 拙稿「王権と国母―王朝国家の政治と性」（『民衆史研究』第五十六号、一九九八年）。
- *8 なお本稿では、当該期の史料に「母后」とする歴史用語を「国母」と明記する。理由は、院政期になると後の身に居ない天皇の母も天皇を後見し政治的行為を補佐するからである。栗山圭子「二人の国母」（『文学』第三卷第四号、第三卷第五号、二〇〇二年）。
- *9 『大日本古記録九暦』岩波書店、一九五八年を主として使用し、『大日本史料』第一編之九も参照。断らないで記述している場合は、『九暦』の当該日の史料である。
- *10 中村義雄『王朝の風俗と文学』塙書房、一九六二年。
- *11 平間充子「平安時代の出産儀礼に関する一考察」（『お茶の水史学』三十四、一九九一年四月発行）。
- *12 拙稿「王朝社会の出産とジェンダー」（橋本紀子・逸見勝亮編『ジェンダーと教育の歴史』川島書店、二〇〇三年）。
- *13 服藤早苗・小嶋菜温子編『生育儀礼の歴史と文化』森話社、二〇〇三年参照。
- *14 憲平親王の誕生後の儀礼については、小嶋菜温子「物語の儀式と（非・準拠）」（『古代中世文学論考』新典社、一九九八年）があるが、私見とは相違する箇所が多いので、一々挙げることはせず、丁寧に見ていくことにしたい。
- *15 この行為は、小嶋氏は村上天皇の仰せと解するが、私見では師輔の行為と考える。
- *16 『九暦』天曆五年五月二十四日条。以下、月日を記した史料のうち『九暦』に関しては、逐次史料出典を提示しない事とする。
- *17 拙著『平安朝の家と女性―北政所の成立』（平凡社、一九九七年）では、女御安子の宅政所について考察しているので参照されたい。
- *18 中村義雄前掲書、六十頁。
- *19 注（11）平間論文九頁。
- *20 三上喜孝「平安時代の銭貨流通」（『史学雑誌』一〇五一九、一九九六年）参照。
- *21 この着衣始については前掲の中村義雄氏も指摘するが、色の考察については記されていない。筆者が早稲田大学非常勤講師をしていた際に、受講生の三年生野秋多華子氏が「着衣始」における産衣の色について」と題するレポートで詳細に考察されたのを参照にした（一九九九年一月）。今後、何らかの形で活字にしたいと考えている。
- *22 尚、平間氏は前掲書で、「第三七日」を三十七日目の産養としているが、これは、三×七、すなわち二十一日目である。五月二十四日に誕生しているので、閏五月十四日は二十一日目にあたる。
- *23 この点については、すでに平間充子氏も前掲論文で指摘されている。
- *24 『為房卿記』康和五年正月十六日条。
- *25 『新儀式』第五。
- *26 前掲拙稿「王朝社会の出産とジェンダー」参照。
- *27 『大日本史料』第一編之三、延喜三年十一月三十日条。
- *28 『大日本史料』第一編之三、延喜四年正月条。
- *29 『御産部類記』一、「朱雀院 延喜御記・貞信公記」延長元年八月一日条。
- *30 当時鯉は雉と並び、大変めでたい時に賜与されている。
- *31 新生児が憲平親王と命名されるのは、七月十五日のことである。
- *32 『続日本後紀』承和九年七月二十三日、二十四日条「廢太子」。
- *33 『続日本後紀』承和九年八月一日、四日条。
- *34 『三代実録』仁和三三年八月二十二日、二十五日、二十六日条。
- *35 河内祥輔「古代政治史における天皇の論理」吉川弘文館、一九八六年。保立道久「平安王朝」岩波書店、一九九六年。藤本邦彦前掲論文。角田文衛前掲書。拙稿「王権と国母」前掲論文。
- *36 『大日本史料』第一編之三、延喜三年十一月三十日条。

- *37 『大日本史料』第一編之三、延喜四年二月十日条。
- *38 『日本三代実録』天安二年八月条。
- *39 『統日本後紀』嘉祥三年三月二十一日条。
- *40 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年三月二十一日条、四月十七日条。
- *41 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十一月二十五日条。
- *42 『日本三代実録』貞観十年十二月十六日条。
- *43 『日本三代実録』貞観十一年二月一日条。
- *44 『大日本史料』第一編之五、延長元年七月二十四日条、延長三年十月二十一日条。
- *45 『大日本史料』第一編之九、天曆三年八月十四日条。
- *46 荒木敏夫『日本古代の皇太子』吉川弘文館、一九八五年。
- *47 拙著『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年。
- *48 昌子内親王誕生史料はないが、天曆四年八月十日付けの内親王宣下が遺っており、「昌子内親王、壹歳」とあるので、天曆四年誕生がわかる（『類聚符宣抄』四、親王）。
- *49 拙稿「王権の父母子秩序の成立」（十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』東京堂書店、一九九九年）。
- *50 黒板伸夫『平安王朝の貴族と政治』吉川弘文館、一九八〇年。
- *51 藤木邦彦前掲書。
- *52 拙稿「九世紀の天皇と国母―女帝から国母へ」（『物語研究』第三号、二〇〇三年）。彰子の国母権限については、拙稿「『栄花物語』と上東門院彰子」（『歴史評論』六三七号、二〇〇三年）参照。

Ubuyashinai and the kingship

— A birth celebration and succession to the Throne.

FUKUTO, Sanae

十世紀中期に村上天皇と女御藤原安子との間に誕生した憲平親王に対して、天皇は過分の給物・鯉等のモノや乳母等のヒトを賜与する。誕生から七日間の御湯殿儀、第一日から奇数日に饗宴を張る産養等の産育儀礼が安子の父右大臣師輔の指揮のもとで盛大に行われた。憲平親王は三ヶ月後に東宮に立てられるが、壮年の村上天皇と国母太皇太后穩子によって決定されたのであり、兄朱雀上皇は皇位決定から排除された。国母が皇位継承決定権を保持していたことを如実に見て取ることができる。